

農村の動搖と幕府の崩壊

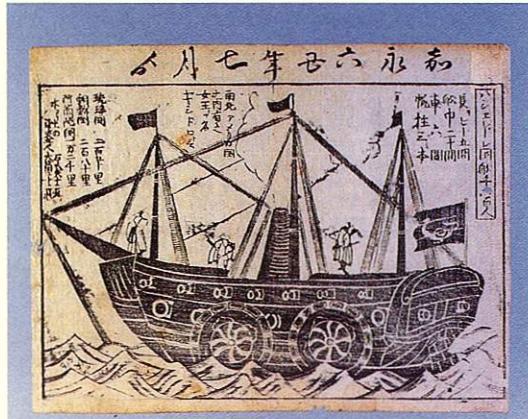
■アヘン戦争とアジアの抵抗

一八世紀イギリスに起こつた産業革命を経て資本主義が発達してくると、アメリカやヨーロッパの強国は、地球上のあらゆる土地を植民地、市場としようとする野望をもち、それに抵抗するものは武力で従えようとするようになった。その端的なあらわしがアヘン戦争であつた。

イギリスはインド産のケシから取れるアヘンを清国（中国）に売り込み、イギリスはインドと清国との三角貿易によって莫大な利益をあげていた。これに対し清国はアヘンを没収し、イギリスとの通商を禁止したため、一八四〇年（天保十二）に戦争となり、清国はイギリスの武力の前に屈伏した。一八四二年（天保十三）の南京条約によつてイギリスは香港の租借権を得、東アジア經營の基地をもつことになった。一方、中國の敗北と半植民地化は、鎖国をつづける日本に対する警鐘となつた。

■開国とその後の展開

歐米の列強のなかで、日本に対して最初に開国要求を突きつけたのはアメリカである。アメリカの東インド艦隊司令長官ペリーは一八五三年（嘉永六）、相模（神奈川県）の浦賀に入港し、開国を要求した。ペリーは翌五四年（安政元）再来して、日米和親条約の調印に成功した。これ



版画・黒船図 黒船とは、おもに幕末に来航した列強の軍艦をさす。



■開国による村の変化

一八五九年（安政六）歐米列強との貿易が始まると、横浜に近い多摩地方では地域経済に大きな変化

は日本の開国であり、対外的に大きな転換点となるとともに、国内的にも大変動が加速されることとなつた。

一八五八年（安政五）幕府はアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスと相次いで通商条約を結び、翌年五月からこれらの国々との貿易が始まった。貿易開始当初のわが国のおもな輸出品は、生糸と茶および蚕種であり、最大の貿易港は横浜であった。横浜に近くしかも生糸の産地であつた多摩地方は、必然的に地域経済に大きな変動を招くこととなつた。

■村落の変貌

開国をさかのぼること一〇〇年前の一八世紀中期以降、関東の農村では、小商品生産の展開がいちじるしく、江戸地回り経済圏が形成されてきた。江戸近郊の蔬菜、雑穀生産、常陸（茨城県）や下野（栃木県）の木綿生産品、上州（群馬県）の生糸、絹織物生産品などがその代表例である。しかし、商品経済の村落内部への浸透により、生産活動が商品経済に規定されていく。これにより、農民経営が困窮、破綻し、没落する農民が増加する。さらに、たび重なる自然災害による凶作、飢饉や、領主による年貢・諸役の賦課強化は、幕府が基盤としていた農民層を崩壊させ、社会構造の変化をもたらした。

村名	村高(石)	家数(石)	人口			農兵人員A	農兵人員B
			男	女	合計		
押島村	260.5410	25	80	71	151	1	1
熊川村	169.9140	60	139	146	285	1	
砂川村	2,016.0620	379	1,214	1,194	2,408	11	24
川崎村	104.2710	53	140	130	270	2	2
中藤村	1,403.7740	348	1,001	1,096	2,097	10	8
横田村	117.9090	33	90	86	176	1	1
芋窪村	314.0670	81	194	199	393	2	2
三ツ木村	635.3650	95	276	260	536	2	6
殿ヶ谷村	245.2180	73	216	225	441	1	2
箱根ヶ崎村	498.4310	138	360	366	726	3	4
岸村	321.0800	73	216	198	414	1	2
石畠村	575.1650	145	398	384	782	2	4
福生村	926.2541	236	624	622	1,248	7	9
中藤新田	202.7460	53	178	173	351	1	1
芋久保新田							1
羽村	983.2660	274	741	712	1,451	7	5
殿ヶ谷新田	255.2130	26	89	87	176		
中里新田	145.9880	35	90	85	175	1	
宮沢新田	74.3300	16	50	48	98		
大神村	102.0260	12	38	36	74	1	1
上河原村	88.3620	26	75	66	141		
合計	8,584.9701	2,216	6,299	6,296	12,568	54	73

押島宿組合の農兵人員 農兵人員Aは1863年(文久3)、農兵人員Bは1864年(元治元)段階のもの。
押島組合には当初は所沢組合に属する入間郡上藤沢(埼玉県入間市)など八か村が加わっていた。

化があらわれた。たとえば福生地方の薪は、それまでおもに江戸に向けて出荷されていたが、開港したばかりの横浜に出店を試みている。江戸を中心としたそれまでの商慣習を破つて、横浜をめざす人たちがあらわれてきたのである。

また開港にともない、織物業地の繭と生糸が輸出用となつて地域外に出されるようになった。養蚕から織物まで一貫生産されていた生糸は、浜出しの機会がふえると値段が高くなつた。機屋農民は繭や生糸を値段の高い横浜に回すようになつたため、地域の織物業が一時的に衰微した。ま



垂山反射炉(静岡県垂山市) 幕末になり多量の銅金が必要とす
る大型の大砲はオランダ流の冶金炉の一種で、幕府は1856年(安政3)に完成する。
（慶心二）の武州世直し一揆の遠因となつたのであつた。

た生糸の高騰は諸物価の高騰を招き、地域経済を混乱に陥れ、農民を苦しめる結果ともなつた。この混乱が、一八六六年(慶心二)の武州世直し一揆の遠因となつたのであつた。

江川農兵と拝島宿組合

文久年間(一八六一～六三年)になると、開港を端緒とする対外政策によつて、幕府と朝廷との関係が逆転し、政治の舞台は京都へと移つた。幕府はこのような情勢のもと、全国の直轄地の支配、維持、安定を重視する政策をとつた。

一八六三年(文久三)三月、前年に起つた生麦事件の賠償を要求するイギリスの軍艦四隻が来航した。交渉の推移によつては戦争に発展しかねない事態となり、福生にも「横浜に異国船が数十艘来航し、近々合戦になると大騒ぎになつてゐる」という噂が広がつたため、三月十九日には勘定方と関東取締出役が村を回り、村方の取締りについて指示を与えた。万一一イギリスの軍艦と戦争になると、これに乗じて無賴の徒が乱暴を働くおそれがあつたから、指示をうけた拝島宿組合村では各村内に数か所の見張番所を設け、非常の場合は昼夜の見回りをすることを取り決めた。

この時期、駿河、伊豆、甲斐、武藏、相模にわたる天領を支配した代官は、伊豆垂山の反射炉の築造で知られる江川英龍(えがわひでなる)(太郎左衛門)であった。文久三年、幕府は江川代官に農兵の取立てを許可した。農兵といふのは、幕府や諸藩が海防や治安維持のため、不足した兵力を補うため、強壯な農民を徴募したもので、大半が銃隊に組織されたものである。江川代官の手付柏木總蔵は、福生村名主田村十兵衛と柴崎村(立川市)名主鈴木平九郎をよび、内々に農兵取立てについて相談している。

一八六五年（元治二）二月から各組合村ごとに農兵の調練が始まられた。宝蔵院の境内などが訓練場に使われた。やがて農兵を治安維持以外にも使おうという考え方が出された。その一つは一八六五年（慶応元）五月の長州再征に際して、留守中の江戸の警備に動員しようとい



(6月13日～19日)

武州世直し一揆展開図（『武州世直し一揆史料（一）』『幕末社会の基礎構造』参考）
打ちこわしにあった範囲は、現在判明しているだけで、武州、上州、あわせて202の町村、家数で520戸にのぼっている。

■武州世直し騒動

一八五九年（安政六）の開港以降、凶作や長州征伐などの影響で米価が異常に値上がりし、人びとの生活を圧迫していた。当時全国的に一揆が多発していたが、関東では一八六六年（慶応二）六月、秩父郡上名栗村（埼玉県入間郡）の農民紋次郎、豊五郎らが中心となり、多摩郡、高麗郡の窮民によりかけ、広い地域にわたり同時に多発的に一揆が起きた。打ちこわし勢が要求したのは、米をはじめとする諸商品の安売りや

質物の無代返還などであった。



代官江川太郎左衛門屋敷(静岡県韮山市) 伊豆・相模・武藏など5か国の大領の代官・江川氏の伊豆韮山の代官屋敷。

六月十三日夜、上名栗村から始まつた武州世直し騒動は、わずか七日に武州一五郡、上州二郡へとその範囲を広げていった。福生周辺への波及は速く、十五日には青梅村(青梅市)で穀屋や酒屋が打ちこわされ、翌十六日には福生村名主十兵衛家、中神村(昭島市)久次郎家、宮沢村(昭島市)金右衛門家がそれぞれ打ちこわされた。

福生村の名主十兵衛家の被害は甚大で、家財道具はもちろん畠、建具はこなごなにこわされ、米は残らず道路に散乱し、酒蔵の大桶は一八本ほど倒されて、流れ出た酒が屋敷内にたまつて池になつたという。衣類や布団、書物などはすべて引き破られ踏み散らかされた。しかし家人には一人のけが人も出さずにすんだ。

福生村から宮沢村、中神村へと向かつた集団は八王子へ向かつたが、築地河原(昭島市内)で代官所や農兵、八王子千人同心で固めた軍勢の反撃をうけ壊滅した。この打ちこわし騒動の資料のなかに、拝島宿組合村の農兵は登場していない。打ちこわし勢の波及の速さに対応できなかつたのであろうか。このとき打ちこわしにあつた範囲は武州、上州合わせて二〇一か所、家数で五一〇戸にのぼつた。

打ちこわしが終わると、打ちこわし勢の要求であつた諸商品の安売りや質物の無代返還については、時の相場での売買や法定利息による質物の出し入れに戻され、拝島宿組合村では、富者による窮民救済のための議定書も作成された。これらにかかる費用は組合村全体でまかなうこととし、組合村内の各村の負担軽減を図ることも決められた。